

6 東彼杵町規則 6 号

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 2 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費の支給に関する規則（平成16年規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前															
<p>(視察研修旅行等の旅費)</p> <p>第5条 条例第17条の規定による視察研修旅行等の旅費に関して、視察旅行の旅費は、条例で定める額とし、<u>研修旅行又はその他の旅行の旅費は、次の各号に掲げるところによる。</u></p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 次に定める宿泊料</p>		<p>(視察研修旅行__の旅費)</p> <p>第5条 条例第17条の規定による視察研修旅行__の旅費に関して、視察旅行の旅費は、条例で定める額とし、研修旅行_____の旅費は、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 次に定める宿泊料</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊所を指定されている場合</th> <th>宿泊所を指定されていない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定された宿泊料等の実費</td> <td rowspan="3">条例に定める額</td> </tr> <tr> <td>(ただし、<u>1日における全ての食事が</u></td> </tr> <tr> <td><u>自己負担の場合は、朝食800円及び夕食1600円</u>を加算した額)</td> </tr> </tbody> </table>	宿泊所を指定されている場合	宿泊所を指定されていない場合	指定された宿泊料等の実費	条例に定める額	(ただし、 <u>1日における全ての食事が</u>	<u>自己負担の場合は、朝食800円及び夕食1600円</u> を加算した額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>宿泊所を指定されている場合</th> <th>宿泊所を指定されていない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定された宿泊料等の実費</td> <td rowspan="3">条例に定める額</td> </tr> <tr> <td>(ただし、<u>食事が全部外食</u></td> </tr> <tr> <td><u>_____の場合は、1,800</u></td> </tr> <tr> <td><u>_____円</u>を加算した額)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	宿泊所を指定されている場合	宿泊所を指定されていない場合	指定された宿泊料等の実費	条例に定める額	(ただし、 <u>食事が全部外食</u>	<u>_____の場合は、1,800</u>	<u>_____円</u> を加算した額)		(4) (略)	(4) (略)
宿泊所を指定されている場合	宿泊所を指定されていない場合																
指定された宿泊料等の実費	条例に定める額																
(ただし、 <u>1日における全ての食事が</u>																	
<u>自己負担の場合は、朝食800円及び夕食1600円</u> を加算した額)																	
宿泊所を指定されている場合	宿泊所を指定されていない場合																
指定された宿泊料等の実費	条例に定める額																
(ただし、 <u>食事が全部外食</u>																	
<u>_____の場合は、1,800</u>																	
<u>_____円</u> を加算した額)																	
2 (略)		2 (略)															

附 則

この規則は、公布の日から施行する。